

# 令和8年度外国人向け三重県で働く魅力プロモーションツール制作業務 業務仕様書

## 1 目的

日本での就労を希望しているインドネシア人の若者向けに、就労先として三重県を選んでもらえるよう、三重県で働き・暮らす魅力を効果的に発信するためのプロモーションツール（動画及びデジタルパンフレット）を制作する。

また、本業務にて制作したプロモーションツールは、三重県の WEB ページや SNS 等の他、外国政府等を通じて広く公開する。

## 2 業務名称

令和8年度外国人向け三重県で働く魅力プロモーションツール制作業務

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 4 業務概要

### (1) 業務内容

日本での就労を希望しているインドネシア人の若者向けに、三重県で働き・暮らす魅力を効果的に発信するため、以下のとおり動画及びデジタルパンフレットを制作・納品すること。

なお、動画は日本語及びインドネシア語で視聴が可能なもの、デジタルパンフレットは日本語、インドネシア語、英語で閲覧が可能なものを制作・納品すること。

#### ①動画制作・納品

ア 企画立案、構成、現地取材、動画撮影、字幕やテロップの挿入、編集、校正など、動画の制作に必要な全ての作業を実施すること。

イ インドネシア人の若者の関心を引く構成で、三重県で働き・暮らす魅力が伝わりやすい内容とすること。

ウ 動画再生時間や制作本数等については、下表のとおりとすること。

動画の種類	再生時間	本数
ロング版	15分程度	インドネシア語・日本語字幕1本（※）
ショート版	3分程度	インドネシア語・日本語字幕1本（※）
縦型 SNS カット	60秒程度	「4（1）③ウ」に示す業種ごとに1本ずつ計5本

（※）1本の動画内で、日本語で会話している部分にはインドネシア語字幕を、インドネシア語で会話している部分には日本語字幕を挿入するものとする。

エ BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

オ 動画制作にあたり既存の動画を使用する場合は、著作権等の許諾を得るために必要な費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

カ 制作する動画はフル HD 以上の解像度とし、ウェブページや YouTube、Facebook、Instagram 等の動画共有サービスで再生が可能なサイズ及びファイル形式のもの、及びプレイヤーによる再生が可能な形式のものとする。

キ 各動画についてサムネイル画像を制作すること。

ク 動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、受託者において誤り等が無いかが及び動作を確認したうえで、三重県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

### ②デジタルパンフレット制作・納品

ア 企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、翻訳、校正など、デジタルパンフレットの制作に必要な全ての作業を実施すること。

イ デジタルパンフレットはフルカラーとし、文字のみではなく、写真、イラスト、図等を使用して、インドネシア人の若者の関心を引き、三重県で働き・暮らす魅力が伝わりやすい内容とすること。

ウ 各種情報、写真、イラスト、図等、紙面の構成に必要な資料等は、原則として、受託者にて入手すること。

エ 紙面の構成に必要な資料等の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

オ 日本語版を作成したうえで、インドネシア語及び英語にそれぞれ翻訳すること。

カ ホームページ等掲載用として容量を最適化した PDF データを作成すること。ただし、各媒体（PC、スマホ等）での表示及び印刷をしても判別可能なもので、見開きページ、単一ページそれぞれで作成すること。

キ デジタルパンフレットに係る内容の一切について、受託者において誤り等が無いかを確認したうえで、三重県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

### ③共通事項

ア 動画やデジタルパンフレットには以下の内容を含めること

- ・日本国内における三重県の位置、主要都市からのアクセス方法、インドネシアから主要都市経由での三重県までの所要時間
- ・三重県の紹介（文化、気候、産業、インドネシア出身の住民・労働者数等）
- ・三重県の生活にかかる情報（物価、交通インフラ、モスクやハラルショップの所在地、相談窓口の紹介等）
- ・県内企業で働いているインドネシア人の声

イ 対象となる業種や在留資格は以下のとおり予定しているが、三重県と協議のうえ選定すること。

- ・業種：製造業、医療・福祉、建設業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業
- ・在留資格：技能実習（育成就労）、特定技能、技術・人文知識・国際業務

ウ 動画やデジタルパンフレットの制作にあたっては、構成イメージ等を受託者にて作成し、三重県と協議のうえ決定してから実施すること。

エ 動画やデジタルパンフレットの構成・デザイン等は、インドネシア人の若者に好まれるものとする。

オ 動画やデジタルパンフレットの制作にあたり事業所や個人等を撮影する場合は、三重県内で撮影を行うこととし、撮影及び撮影した映像や写真の使用等に必要となる調整や各種手続きを受託者にて行うこと。

カ 事業所や個人等を撮影した場合は、動画やデジタルパンフレットの内容に問題が無いかが、撮影先の事業所や個人等にも確認し、修正指示があれば対応すること。

キ 制作する動画やデジタルパンフレットは、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものとする。

ク 字幕・翻訳はネイティブチェックを受けること。

## (2) 委託業務実績報告書及び成果物の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書提出するものとする。また、報告書とは別に、制作した動画（サムネイル画像含む）及びデジタルパンフレットを USB メモリ等の電子媒体に記録して納品するものとする。なお、動画については、プレイヤーによる再生可能形式にて DVD にも記録して納品すること。

### ①提出方法

#### ア 委託業務実績報告書

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

##### a プロモーション動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画、静止画の内容等

##### b デジタルパンフレット制作の概要

- ・デジタルパンフレット制作の内容等
- ・制作した記事の内容等

##### c その他、三重県が指示したもの

#### イ 動画

##### a ウェブアップロード用データ一式（MP4 形式） （サムネイル画像含む）

##### b プレイヤーによる再生用データを格納した DVD 2 枚

##### c 再編集可能な動画のデータ（ファイル形式は県と協議のうえ決定）

##### d 上記 a～c のデータを格納した USB メモリ 2 個

#### ウ デジタルパンフレット

##### a ウェブアップロード用データ一式（PDF 形式）

##### b 再編集可能なデジタルパンフレットのデータ（Adobe Illustrator、Office PowerPoint 等）

##### c デジタルパンフレット制作のために入手・作成した一切の素材（写真、イラスト、図、記事原稿等）の元データ

##### d 上記 a～c のデータを格納した USB メモリ 2 個

### ②提出期限

履行期限である令和9年3月26日（金）までとする。

### ③提出場所

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

## 5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 6 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
  - (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
  - (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
  - (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
  - (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
  - (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課地域雇用・勤労者福祉班

担当：米倉、山本

電話：059-224-2461 電子メール：syurou@pref.mie.lg.jp